

会 議 録

1 会議名

平成27年度第6回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題（全て公開）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）
- (3) 特定個人情報保護評価について（諮問）
- (4) 新たな行政不服審査制度の導入に伴う情報公開・個人情報保護制度の変更について（諮問）
- (5) その他

3 開催日時

平成27年12月24日（木） 午後3時00分から午後5時20分まで

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎 301会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大森康正（会長）、竹山貞子（副会長）、青木隆行、池田明、梅澤圓了、齋藤久美子、高橋邦夫、高柳智子
- ・ 事務局：総務管理課 勝俣課長、松崎副課長、大友係長、小菅係長、藤巻主任、西山主事

8 発言の内容（要旨）

議題(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 安全・安心まちづくり推進事業」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料4ページから6ページまでの「安全・安心まちづくり推進事業（市民安全課）【業務登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【青木委員】

対象となる高齢者は特定できると思うが、特定の高齢者に対し個別の周知を行うのか。

【藤巻主任】

周知は市役所木田庁舎や13区の総合事務所等にチラシを配置することで実施したいと考えており、対象者への個別の周知は行わない。

【梅澤委員】

収集方法にヘルパー、ケアマネージャーとあるが、個人ではなく居宅支援事業所等の団体の表現の方がよいのではないかと。

【藤巻主任】

貸与可能な台数を越えた申請があった場合に、実際に申請者の介護等に携わっているヘルパー等から申請者の状況を聴取し、貸与の必要性を判断することを予定しているため、ヘルパー等の個人を想定しているものである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 生活習慣病予防対策業務」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料8ページから10ページまでの「生活習慣病予防対策業務（健康づくり推進課）【業務登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【梅澤委員】

事業の実施に当たり、地域包括支援センターや高齢者支援課との連携はどうか。

【藤巻主任】

被用者保険等の保険者からの健康診断結果を収集するものであり、高齢者支援課等から収集を行うものではない。

【池田委員】

被用者保険の保険者は被保険者に対し保健指導を行う義務があるにもかかわらず、きちんと指導がなされていない状況にある。被用者保険も、保健指導に力を入れてほしい。

【大友係長】

今頂いた御意見は、担当課に伝えたい。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「3 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査分析業務」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料12ページ及び13ページの「人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査分析業務（共生まちづくり課）【業務委託登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【青木委員】

アンケートの回答者に対し、集計結果を個別に示すことは予定しているか。

【藤巻主任】

アンケート結果について、回答者に対する個別の送付は行わない。

【竹山副会長】

サンプル数はどれくらいか。

【藤巻主任】

4,000人に対し発送の予定である。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 個人番号利用事務及び個人番号関係事務に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料14ページ及び15ページの「個人番号利用事務及び個人番号関係事務に関する業務【業務登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

別紙資料中「精神障害者保健福祉手帳業務」について、収集方法に本人同意が追加されている理由を教えてください。

【西山主事】

本人同意の追加については、今回の諮問から除くよう、資料を訂正する。

【大友係長】

本人同意の追加については、保有個人情報目録の全庁的な点検に基づくものであり、次回以降の審議会で諮問を行う。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

次の「5 おもいやり駐車場制度に関する業務」以降の諮問案件については、事務局が保有個人情報目録の全庁的な点検を行った結果に基づくものである。なお、今回諮問する案件は点検結果の一部であり、必要があれば次回以降の審議会で再度諮問がある予定との説明を受けている。

【大友係長】

保有個人情報目録の全庁的な点検を行った結果、修正等が必要なものが300件近くある。内容としては、課名や法律名等の修正が必要なものから収集項目に不足等があるものまで、かなり幅がある。できれば課名や法律名の修正等の軽微なものは事務局の対応とさせていただき、それ以外のものについては、次回以降の審議会で諮問し、又は報告したいと考えているがいかがか。

【青木委員】

保有個人情報目録の全庁的な点検は、定期的に行っているのか。

【大友係長】

全庁的な点検はこれまで行っていなかったが、昨年度の審議会において、諮問漏れに対して委員からお叱りを受けたこともあり、全庁的な点検が必要であると判断したものである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、事務局の提案どおりの対応で委員全員の了承を得る。続いて「5 おもいやり駐車場制度に関する業務」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料16ページから19ページまでの「おもいやり駐車場制度業務（福祉課）【業務登録】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「6 公告に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料20ページから23ページまでの「公告に関する業務（総務管理課）【業務登録】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「7 文書の印刷業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料24ページ及び25ページの「文書の印刷業務（総務管理課）【業務登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【竹山副会長】

印刷を行う用務員は、正規職員なのか。

【大友係長】

現在、正規職員1名と非常勤職員1名の体制で印刷業務を行っている。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「8 庁内の法的事項相談に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料26ページから29ページまでの「庁内の法的事項相談業務（総務管理課）【業務登録】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「9 文書の收受及び発送に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料30ページ及び31ページの「文書の收受及び発送に関する業務（各課等）【業務登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「10 火災関係業務」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料32ページ及び33ページの「火災関係業務（危機管理課）【目的外利用登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「11 障害者総合支援法【育成医療】に関する業務」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料34ページから37ページまでの「個人住民税賦課業務（税務課）【目的外利用登録】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「12 告訴又は告発に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料38ページ及び39ページの「告訴又は告発に関する業務（共通）（各課等）【外

部提供登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「13 弁護士業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料40ページ及び41ページの「弁護士業務（総務管理課）【業務委託登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「14 電算処理運用支援業務」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料42ページ及び43ページの「電算処理運用支援業務（ガス水道局総務課）【業務委託登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「15 日本スキー発祥記念館ほか4施設の管理業務」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料44ページ及び45ページの「日本スキー発祥記念館ほか4施設の管理業務（文化振興課）【業務委託登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

【大森会長】

報告案件の「1 指定管理者の指定に関する施設」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料48ページから59ページまでの「安塚診療所（健康づくり推進課）【指定管理者登録変更】」ほか49件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

次の「2 大卒等定住促進データベース構築業務ほか6件」以降の報告案件については、事務局が保有個人情報目録の全庁的な点検を行った結果に基づくものである。なお、今回報告する案件は点検結果の一部であり、必要があれば次回以降の審議会で再度報告がある予定との説明を受けている。それでは、「2 大卒等定住促進データベース構築業務ほか6件」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料60ページ及び61ページの「大卒等定住促進データベース構築業務（産業振興課）【業務登録廃止】」ほか6件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。続いて「3 生活支援ハウス運営業務」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料6 2ページの「生活支援ハウス運營業務（高齢者支援課）【目的外利用登録廃止】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったなので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。続いて「4 大卒等定住促進データベース構築業務ほか6件」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料6 4ページ及び6 5ページの「大卒等定住促進データベース構築業務（産業振興課）【外部提供登録廃止】」ほか6件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったなので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。続いて「5 環境学習指導者養成プログラム実施委託ほか1 7件」について事務局に説明を求める。

【藤巻主任】

資料6 6ページから6 8ページまでの「環境学習指導者養成プログラム実施委託（環境保全課）【業務委託登録廃止】」ほか1 7件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったなので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

議題(3) 特定個人情報保護評価について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 上越市特別障害者手当等の支給に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったなので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 上越市特別児童扶養手当の支給に関する事務（県経由事務）」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったなので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「3 上越市身体障害者手帳の交付に関する事務（県経由事務）」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったなので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 上越市精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務（県経由事務）」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「5 上越市身体障害者福祉法による障害福祉サービス等に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「6 上越市知的障害者福祉法による障害福祉サービス等に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「7 上越市自立支援医療費（精神通院）支給認定申請等に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「8 上越市自立支援医療費（更生医療・育成医療）支給認定申請等に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「9 上越市精神障害者に対する入院医療費の助成金の交付に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【竹山副会長】

入院対象者数の190人は、今年の対象人数か。

【小菅係長】

そうである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「10 上越市軽・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成金の交付に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【齋藤委員】

本助成金の交付の申請は、1人1回限りなのか。

【小菅係長】

補聴器の更新の時期が到来すれば、交付申請ができるはずである。

【齋藤委員】

難聴の程度が重度の場合はどうなるのか。

【小菅係長】

重度の難聴の場合は、国の法律に基づく助成がされる。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「11 上越市障害者の介護者に対する障害者用介護者運転自動車改造費用の助成金の交付に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【青木委員】

助成の対象となる障害の程度はどのくらいか。

【小菅係長】

基本的には身体障害者手帳を持っている人は、助成の対象になる。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「12 上越市高齢者又は障害者に対する住宅改造の費用の補助金の交付に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【齋藤委員】

高齢者のお宅を訪問すると手すりが多く取り付けられている印象がある。

【小菅係長】

高齢者の場合、介護保険から住宅改修費用の助成がなされ、さらに要介護認定又は要支援認定を受けていれば本補助金の交付も受けられる。

【梅澤委員】

介護保険サービスの住宅改修費用の助成には所得制限がなく、本補助金の交付に伴う所得制限をクリアすれば、両方の制度から助成を受けられることになる。

【小菅係長】

本補助金は、世帯の収入の合計額が600万円以上の場合は受けられない。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「13 上越市重度心身障害者医療費助成規則による医療費の助成に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続

いて「14 上越市障害者の生活サポートサービスの利用に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「15 上越市児童福祉法による障害児通所給付費支給等に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「16 上越市障害者自立支援給付等に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「17 上越市生活保護に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「18 上越市中国残留邦人等の支援給付に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「19 上越市市税、国民健康保険税及び使用料の徴収及び滞納整理に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【高橋委員】

資料88ページの3. 特定個人情報の使用の「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」において、「アクセスログにより、不正に利用されていないか追跡できる仕組みを用意する。」となっているが、当該仕組みはまだ構築されていないのか。

【小菅係長】

当該仕組みは構築されている。記載誤りであるため、訂正する。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、記載誤りの箇所を修正すること及びそれ以外につ

いては、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(4) 新たな行政不服審査制度の導入に伴う情報公開・個人情報保護制度の変更について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 情報公開・自己情報開示請求の決定区分の見直し」及び「2 不服申立ての処理体制の抜本的見直し」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(5) その他

【大森会長】

事務局から連絡事項等はあるか。

【松崎副課長】

番号法の施行に伴う例規等の整備状況と次回の審議会の日程についてお伝えする。まず1点目の番号法の施行に伴う例規等の整備状況についてだが、現在、本日諮問した個人番号利用事務、先般の9月議会で成立した個人番号利活用条例の施行規則等の関係例規や要綱等の整備を進めているところである。主な改正内容としては、申請書等に個人番号を記載事項として加えるものである。12月議会での条例改正のほか、規則及び要綱で定める申請書等の様式等について必要な改正を進めているので、御承知おき願いたい。

次に2点目の次回の審議会の日程についてだが、3月を予定しているので、よろしく願います。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。